

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務（大谷地小学校）
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課
選 定 事 業 者	コナミスポーツ（株）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は老朽化した学校プールの在り方検討の一環として、小学校の水泳授業において公共プールの活用可能性について検証する必要がある、安全かつ効果的に水泳授業を実施することを目的としている。</p> <p>以下の理由により、大谷地小学校の水泳授業受入施設として、コナミスポーツ（株）が所管するコナミスポーツクラブ新札幌の施設を指定する。</p> <p>(1) 学校と近隣のプール施設を調査したところ、当該施設との直線距離は概ね3 km以内であり移動時間に問題なく、当該プールの管理者であるコナミスポーツ（株）に意向調査をした結果、履行可能の旨を確認できたこと。</p> <p>(2) 管理者であるコナミスポーツ（株）の方針により、当協会主催以外の教室または当該業者が委託した指導者以外の指導行為等は認められていないことから、コナミスポーツクラブ新札幌を活用した水泳授業実施業務を受託できるのは当該業者のみであること。</p> <p>以上から、本業務を履行できるのは、当該業者において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和5年6月6日